上下水道事業の取扱いについて

1 水道事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 2 下水道事業
- (1) 公共下水道事業計画については、合併後に新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでは現計画を新市に引き継ぐ。
- (2) 公共下水道事業の受益者負担金の額については、現行のとおりとする。なお、合併後の新規負担金の額の決定については、新市において調整する。
- (3) 下水道使用料については、合併時に新単価を設定する。
- (4) 農業集落排水事業実施中及び完了地区の受益者分担金の額については現行のとおりとし、合併後に新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とする。
- (5) 農業集落排水事業の排水施設使用料については、現行のとおり とする。
- (6) コミュニティプラント事業の受益者分担金及び使用料について は、現行のとおりとする。
- (7) コミュニティプラント事業の施設維持管理については、合併後 に新市において調整する。
- (8) 水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父

江町の制度に統一する。

(9) その他の事務事業については、稲沢市の制度に統一する。

# 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容(案)

協定項目	25-22 上下水道事業の取扱い
調整の内容	1 水道事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 下水道事業 (1) 公共下水道事業計画については、合併後に新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは現計画を新市に引き継ぐ。 (2) 公共下水道事業の受益者負担金の額については、現行のとおりとする。なお、合併後の新規負担金の額の決定については、新市において調整する。 (3) 下水道使用料については、合併時に新単価を設定する。 (4) 農業集落排水事業実施中及び完了地区の受益者分担金の額については現行のとおりとし、合併後に新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とする。 (5) 農業集落排水事業の排水施設使用料については、現行のとおりとする。 (6) コミュニティプラント事業の受益者分担金及び使用料については、現行のとおりとする。 (7) コミュニティプラント事業の施設維持管理については、合併後に新市において調整する。 (8) 水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父江町の制度に統一する。 (9) その他の事務事業については、稲沢市の制度に統一する。

## 【提案理由】

## 1 水道事業

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で構成する稲沢中島広域事務組合は、合併に伴って構成団体が1となることにより、当然に 解散することとなるためである。

#### 2 下水道事業

下水道事業については、安全で魅力のある都市・地域の実現、公共用水域の水質保全、循環型社会の構築を目指した整備を図るため、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努める必要があるためである。

# 【現況】

# 次拡張事業計画
取水量     県水 ( 方率 )     水 ( m³ )     7,291,389       合計 ( m³ )     17,089,288       県水 依 存率 ( 8/1)55,041       一日最大配水量 ( 8/1)55,041       有 収率 ( 91.3)       供給単価 ( 円 )

項目	稲沢市	祖父江町	平和町		稲沢中島広域事務組合						調整方針			
				水道料金		진민	20 mm	25 mm				1 日現在 100 mm		
				<u>×</u>	隼備料金							36,000		
					<u>单位:円)</u> 1m³∼10		共用計	算は、	口径	13mı 50 <sup>⊞</sup>		料金×	戸数	
					- 11m <sup>3</sup> ~2	0m <sup>3</sup>				90 F	3			
					般 21m³~3 用 31m³~4					150 F				
				11 -1	41m°以.	L				270 <sup>F.</sup>	]			
				につき)	湯	:で 金)			5	,200 円	3			
				<b>き</b>						70 <sup>F3</sup>				
					臨時用					370	-			
				新規	給水負担 (平成	金(税別 15 年 4 .	-	現在)	)					
					口 径		金	額						
					13 mm 20 mm		70,0 140,0	000 <sup>円</sup>						
					25 mm		280,0	)00 <sup>円</sup>						
					40 mm 50 mm	1	700,0							
					75 mm	2	,450,0	)00 <sup>円</sup>						
					100 mm		,200,0		-					
				手数			· ·		」 15 年	4 🖽 -	1 日現在	. )		
				1 数次	<del>科</del> 項	E		十八	金金		1 口現仕 額	. )		
					定給水装定 申				件に	つき	10,0	00円		
					計審	査 手	数料	. 1	回に	つき		00円		
				証					回に			00 <sup>円</sup> 00 <sup>円</sup>		
				上計	明	手 数	料	1	件に	ノざ	2	00 13		

		/\ \ \ \		+m +h A!
項目	稲 沢 市	祖父江町	平 和 町	調整方針
公共下水道	全県域汚水適正処理構想	全県域汚水適正処理構想	全県域汚水適正処理構想	公共下水道事業計画につ
事業に係る	平成8年3月作成整備計画面積	平成8年3月作成整備計画面積	平成8年3月作成整備計画面積	いては、合併後に新計画を策
施設計画	下水道等集合処理区域 2,402ha	下水道等集合処理区域 648ha	下水道等集合処理区域 357ha	定する。なお、新計画が策定
	(公共下水道事業区域 2,199.9ha)	(公共下水道事業区域 572ha)	(公共下水道事業区域 201.1 ha)	されるまでは現計画を新市
	集合処理区域内人口 95,723 人( H15	集合処理区域内人口 22,573 人( H15	集合処理区域内人口 13,741 人(H15	に引き継ぐ。
	計画)	計画)	計画)	
	平成 15 年度計画見直し	平成 15 年度計画見直し	平成 15 年度計画見直し	
	稲沢市公共下水道計画基本計画	祖父江町公共下水道計画基本計画	平和町公共下水道計画基本計画	
	平成 12 年度改定	平成 12 年度改定	平成 12 年度改定	
	汚水整備計画	汚水整備計画	汚水整備計画	
	計画目標年次 平成 27 年	計画目標年次 平成 27 年	計画目標年次 平成 27 年	
	下水道計画区域 2,214ha	下水道計画区域 610.6ha	下水道計画区域 265.3ha	
	下水道計画人口 101,990 人	下水道計画人口 20,078人	下水道計画人口 7,530人	
	雨水整備計画	雨水整備計画	雨水整備計画	
	整備計画面積 2,663ha	整備計画面積 791.8ha	整備計画面積 249ha	
	確立年 5年	確立年 5年	確立年 5年	
	時間雨量 54 mm/時間	時間雨量 50 mm/時間	時間雨量 50mm/時間	
	都市計画決定・事業認可	都市計画決定・事業認可	都市計画決定・事業認可	
	目標平成 17 年 3 月	目標平成 17 年 3 月	目標平成 21 年 3 月	
	計画決定排水区域面積 661ha	計画決定排水区域面積 138ha	計画決定排水区域面積 161ha	
	事業認可排水面積 221ha	事業認可排水面積 Oha	事業認可排水面積 Oha	
	計画決定処理面積 746ha	計画決定処理面積 138ha	計画決定処理面積 161ha	
	事業認可処理面積 516ha	事業認可処理面積 138ha	事業認可処理面積 99ha	
	下水道法の事業認可 目標平成 17年	下水道法の事業認可 目標平成 17年	下水道法の事業認可 目標平成 21 年	
	3月	3月	3月	
	事業認可排水面積 221ha	事業認可排水面積 Oha	事業認可排水面積 Oha	
	事業認可処理面積 520ha	事業認可処理面積 138ha	事業認可処理面積 124ha	
	区域外流入	区域外流入	区域外流入	
	公共下水道の供用開始区域外からの	公共下水道の供用開始区域外からの	公共下水道の供用開始区域外からの	
	流入	流入	流入	

項目	稲沢市	祖父江町	平 和 町	調整方針
公共下水道	公共下水道事業受益者負担金	公共下水道事業受益者負担金	公共下水道事業受益者負担金	
事業に係る	負担金の額	負担金の額	負担金の額	受益者負担金の額につい
受益者負担	第 1 負担区 500 円/㎡	ては、現行のとおりとする。		
金	第 2 負担区 250 円/m²	第 1 負担区 450 円/㎡	第 2 負担区 470 円/m²	なお、合併後の新規負担金の
	第3~7負担区 500円/m²		基本額 230,000 円	額の決定については、新市に
			限度額 502,600円(原則)	
	負担金の納期	負担金の納期	負担金の納期	負担金の納期については、
	第1期 8月1日~同月31日	第1期 8月1日~同月31日	第1期 7月1日~同月31日	合併時に稲沢市及び中島郡
	第2期 10月1日~同月31日	第2期 10月1日~同月31日	第2期 9月1日~同月30日	祖父江町の制度に統一する。
	第 3 期 12 月 1 日 ~ 同月 25 日	第3期 12月1日~同月25日	第 3 期 11 月 1 日 ~ 同月 30 日	
	第4期 翌年2月1日~同月末日	第4期 翌年2月1日~同月末日	第 4 期 1 月 1 日 ~ 同月 31 日	
	一括納付報奨金	一括納付報奨金	一括納付報奨金	一括納付報奨金について
	負担金の額(第2期以降の単価)×	規定なし	規定なし	は、合併時に稲沢市の制度に
	6/1,000×月数			統一する。
	限度額 25 万円			
	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料については、合
	規定なし	規定なし	1 通につき 50 円	併時に廃止する。
	延滞金	延滞金	延滞金	延滞金については、合併時
	年 14.5% (1月を経過するまでの期	年 14.6%(1 月を経過するまでの期間	年 14.5%( 1 月を経過するまでの期間	に稲沢市及び中島郡平和町
	間は年 7.25%)	は7.3%)	は年 7.25%)	の制度に統一する。
公共下水道	使用料の徴収	使用料の徴収	使用料の徴収	使用料については、合併時
事業に係る	稲沢中島広域事務組合水道事務所が	稲沢中島広域事務組合水道事務所が	稲沢中島広域事務組合水道事務所が	に新たな単価を設定する。
使用料	徴収(協定締結)	徴収(協定締結)	徴収 ( 協定締結 )	(別紙参照)
	納入通知書又は口座振替の方法によ	納入通知書又は口座振替の方法によ	納入通知書又は口座振替の方法によ	
	り毎月又は隔月に徴収。	り毎月又は隔月に徴収。	り毎月又は隔月に徴収。	
	使用量の算定方法	使用量の算定方法	使用量の算定方法	使用量の算定方法につい
	・水道水以外の認定水量	・水道水以外の認定水量	・水道水以外の認定水量	ては、合併時に稲沢市の制度
	専用住宅は、世帯員1人につき1使	専用住宅は、世帯員1人につき1使	専用住宅は、世帯員1人につき1使	に統一する。
	用月 6m³	用月 7m³	用月 7m³	
	・水道水と水道水以外の併用の認定水	・水道水と水道水以外の併用の認定水	・水道水と水道水以外の併用の認定水	
	量	量	量	
	専用住宅は、水道水の量と世帯員 1	専用住宅は、水道水の量と世帯員 1	専用住宅は、水道水の量と世帯員 1	
	人につき 1 使用月 3m³ を加算した量	人につき 1 使用月 3m³ を加算した量	人につき 1 使用月 3.5m³ を加算した	
			量	
	使用料の単価別紙	使用料の単価 別紙	使用料の単価 別紙	

項目	稲沢市	祖 父 江 町	平 和 町	調整方針
水洗便所改 造資金の利 子補給	水洗便所改造資金の利子補給 融資あっせんの対象及び額 ・くみ取り便所の水洗便所への改造 費用、並びに同時施工する排水設 備費用 ・借入金の限度額 便所が1箇所の場合 60万円 便所が2箇所以上ある場合 100万円 ・し尿浄化槽の撤去費用及び同時施 工する排水設備費用 ・借入金の限度額 し尿浄化槽1箇所の場合 40万円 し尿浄化槽2箇所以上ある場合 この浄化槽2箇所以上ある場合	水洗便所改造資金の利子補給 利子補給金の対象及び額 ・くみ取り便所の水洗便所への改造 費用 ・し尿浄化槽の撤去費用 ・排水設備の設置費用のうち、排水 管及び排水きょにかかる費用 ・その他町長が必要と認める費用 ・借入金の限度額 1件につき 100 万円	水洗便所改造資金の利子補給 利子補給の対象及び額 ・くみ取り便所の水洗便所への改造 費用 ・し尿浄化槽の撤去費用 ・排水設備の設置費用のうち、排水 管及び排水渠にかかる費用 ・その他町長が必要と認める費用 ・借入金の限度額 1件につき 100 万円	水洗便所改造資金の利子 補給については、合併時に中 島郡祖父江町の制度に統一 する。
	60 万円 融資あっせんの期限 処理開始日から 3 年以内 融資あっせんの条件 ・融資あっせんの金融機関 稲沢市指定金融機関 市長が定める金融機関	融資期限 供用開始年月日から3年以内 融資の条件 ・借入金融機関 祖父江町指定金融機関、祖父江町 収納代理金融機関、農林漁業金融 公庫資金	融資期限 供用開始年月日から3年以内 融資の条件 ・借入金融機関 規定なし	
	<ul> <li>・融資金に係る利率 政府資金貸付利率</li> <li>・利子補給 融資に係る利子相当額を年度末に 補給。</li> <li>・融資金の償還</li> <li>60 月以内の元利均等月賦償還 (繰上償還可能)</li> <li>対象事業</li> <li>・公共下水道事業</li> </ul>	<ul> <li>・利子補給金の限度額 年 43,000 円以内。</li> <li>・利子補給 支払利息に対して、年度末に補給</li> <li>・借入金の償還 36 月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) 対象事業</li> <li>・公共下水道事業</li> <li>・農業集落排水事業</li> </ul>	・利子補給金の限度額 借入れ利率の3%部分を上限に補給。 ・借入金の償還 36月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) 対象事業 ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業 ・コミュニティプラント事業	

項目	稲沢市	祖父江町	平 和 町	調整方針
排水設備指	排水設備指定工事店	排水設備指定工事店	排水設備指定工事店	現在登録されている排水
定工事店及	資格要件	資格要件	資格要件	設備指定工事店及び排水設
び排水設備	責任技術者 1 名以上専任	責任技術者 1 名以上専任	責任技術者 1 名以上専任	備責任技術者については、新
責任技術者	県内に営業所	県内に営業所	県内に営業所	市に引き継ぐ。
	設備及び機材を有する	設備及び機材を有する	設備及び機材を有する	排水設備指定工事店及び
	排水設備指定工事店及び排水設備責	排水設備指定工事店及び排水設備責	排水設備指定工事店及び排水設備責	排水設備責任技術者登録手
	任技術者登録手数料	任技術者登録手数料	任技術者登録手数料	数料については、合併時に稲
	排水設備指定工事店 5,000円	なし	なし	沢市の制度に統一する。
	排水設備責任技術者 2,000 円			
農業集落排	分担金の総額	分担金の総額	分担金の総額	農業集落排水事業実施中
水事業に係	事業費の 10%	事業費の 5%	農村総合整備モデル事業	及び完了地区の受益者分担
る分担金	(測量試験費、工事雑費、補償費を	(用地費、事務費、水道工事費を除	事業費の 10%	金の額については、現行のと
	除く)	< )	農業集落排水事業 事業費の 10%	おりとし、合併後新たに事業
			単独土地改良事業 事業費の 20%	が実施される地区について
			(用地費、水道工事費を除く)	は、稲沢市の例による額とす
	ハセクの笠	ᄼᄱᄼᄼᅘ	7.40.40 to	る。
	分担金の額	分担金の額	分担金の額	
	地区単位分担金×給水(水道)断面	分担金総額を受益者数で除した額	分担金総額を世帯数で除した額 (限度額 502,600円)	
	(cm²)		(限度額 502,600円)	
	新規分担金(単位分担金)	新規分担金(1 口当たり)	   新規分担金(1 口当たり)	
	千代地区 278,643 円	長岡東部地区 393,400 円	嫁振城西浄化センター 387,510円	
	天池地区 249,763 円	牧川南部地区 281,900 円	東城前浪浄化センター 400,000 円	
	7(7676E 240,700   )	1X///Halls-BEE 201,000 []	六輪南部浄化センター 400,000 円	
			丸渕浄化センター 502,600円	
			三宅浄化センター 502,600円	
	・分担金の賦課・徴収	・分担金の賦課・徴収	・分担金の賦課・徴収	分担金の賦課・徴収につい
	事業実施中の受益者	事業実施中の受益者	事業実施中の受益者	ては、合併時に稲沢市及び中
	事業年度毎に一括納付	事業年度毎に一括納付	事業年度毎に分割納付	島郡祖父江町の制度に統一
	納期 3月15日~同月31日	納期 3月15日~同月31日	納期 前期 9月1日~同月30日	する。
			後期 3月1日~同月31日	
	事業完了後の新規受益者	事業完了後の新規受益者	事業完了後の新規受益者	
	新規分担金額を一括納付	新規分担金額を一括納付	新規分担金額を一括納付	
	・督促手数料	・督促手数料	・督促手数料	督促手数料については、合
	規定なし	1通につき 50円	規定なし	併時に廃止する。

展業集落排 水事業に係 る使用料 (力) 水道水等使用の場合 (使用料 (力) 水道水等使用の場合 (地) 水道水 (利につき) (地) 現金 (利につき) (地) 現金 (利につき) (地) 現金 (利につき) (地) 現金 (利につき) (地) 現金 (地)	項目	稻	——— 沢		市	祖	父	江	町	平	和	町	調整	方 金	<b>;</b>
水事業に係   (1) 水道水等使用の場合   (1) 水道水量   (1) 松草					1,10	•		/		•	16				-
使用料金(1月につき)   接換料金   地域的   接換料金   地域的   接換料金   地域的			水等使用0	)場合			水等使用	の場合		27.311					-
排水型 金額 排水型 全額   排水型 全面   100円				月につき)				1月につき)			排出量				
排水量   1,000 円   100 円   10		基本	料金	超過		基本	料金	超過							
10m*まで   1,000 円   11m*-2m*   100 円   100 円   11m*-2m*   100 円   1		排水量	金額	排水量		排水量	金額	排水量							
21m <sup>1</sup> -20m <sup>1</sup>   130 円   130 円   14m <sup>1</sup> -20m <sup>2</sup>   190 円   14m <sup>2</sup> -20m <sup>2</sup>   190 円   10m <sup>2</sup>   160 円   10m <sup>2</sup>   10m <sup>2</sup>		10m³まで	1.000円	11 m <sup>3</sup> ~ 20 m <sup>3</sup>		10m³まで	1.000円	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>		Je					
日本		50	.,000   5				,,,,,,,								
(2)その他の場合   (2)を他の場合   (2)をは世帯員 1 人につき 1 使用月 7m³ を加算した排出量   (2)を用り合い機の機関   (2)を他の機関   (2)を他の機関   (2)を他の場合   (2)を他の場合   (2)を他の場合   (2)を他の場合   (2)を他の場合   (2)を他の場合   (2)を他の場合   (2)を他がよる				31 m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>				31m <sup>3</sup> ~ 40m <sup>3</sup>			51 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>				
(2) その他の場合															
使用料金(1月につき) 基本料金 加算料金 世帯員数 金額 1 人頃すごとに 1人まで 1,000円 800円 水道水と水道水以外の水を併用した 場合 水道使用水量と世帯員 1 人につき 1 使用月 3m² を加算した排出量 使用料の徴収 稲沢中島広域事務組合水道事務所に 委託 コミュニティブラント 事業に係る 分担金 なし			N = 18 4	51m³以上	220 円	(2) = -	N - 18 -		220 円						
基本料金 加算料金															
世帯員数 全額   1 人増すごとに   1,000円   1人の円   1人の円   1人の円   水道水と水道水以外の水を併用した 場合   水道使用水量と世帯員 1 人につき 1 使用月 3m³を加算した排出量 使用料の徴収   稲沢中島広域事務組合水道事務所に 委託   なし   なし   なし   なし   なし   なし   なし   な					当似今						世帯員1人に	こつき 1 使			
1人まで   1,000円   800円   水道水と水道水以外の水を併用した 場合   水道使用水量と世帯員 1 人につき 1 使用月 3m³を加算した排出量 使用料の徴収   稲沢中島広域事務組合水道事務所に 委託   なし   なし   なし   なし   なし   なし   なし   な										用月 7m³					
場合 水道使用水量と世帯員 1 人につき 1 使用月 3m³を加算した排出量 使用料の徴収 稲沢中島広域事務組合水道事務所に 委託  コミュニティブラント 事業に係る分担金  なし  なし  なし  なし  なし  なし  なし  なし  なし  な					.,	.,		1	555 13						
場合 水道使用水量と世帯員 1 人につき 1 使用月 3m³を加算した排出量 使用料の徴収 稲沢中島広域事務組合水道事務所に 委託  コミュニティブラント 事業に係る 分担金の 分担金の総額を世帯数で除して得た 額。(最高限度額 502,600円) 新規分担金 平六コミブラ浄化センター 410,500円 分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に分割納付 納期 前期 9月1日~同月30日		水道水と	水道水以	外の水を	併用した	水道水と	水道水り	<b>以外の水を</b>	e併用した	水道水と水道	フヒレメタトのフヒマ	を併用した	水道水と水	道水以外	の水を
水道使用水量と世帯員 1 人につき 1 使用月 3m³を加算した排出量 使用料の徴収 稲沢中島広域事務組合水道事務所に 委託 なし		場合						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				2 1///3 0 / C	併用した場合	の排出量	遺は、合
1 使用月 3m³ を加算した排出量使用料の徴収縮沢中島広域事務組合水道事務所に要託													併時に稲沢市	及び中	島郡祖
使用料の徴収 稲沢中島広域事務組合水道事務所に 委託 なし コミュニティブラント 事業に係る 分担金の総額 事業費の20%以内 (用地費及び水道工事費を除く。) 分担金の総額を世帯数で除して得た 額。(最高限度額 502,600円) 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500円 分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に分割納付 納期 前期 9月1日~同月30日											–	父江町の制度	に統一す	ける。	
稲沢中島広域事務組合水道事務所に 委託		使用料の	徴収					- 75 51 - 7.0				/C,1,1 LI			
委託 委託 委託 委託 受益者分担金の額額		稲沢中島	品広域事務	組合水道	事務所に			络组合水道	事務所に			首事発所に			
コミュニティプラント 事業に係る 分担金の紹 分担金の紹 分担金の総額を世帯数で除して得た 額。(最高限度額 502,600 円) 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500 円 分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に分割納付 納期 前期 9月1日~同月30日		委託					J	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			, - 이 에 대이 이 (	= - 10////10			
事業費の 20%以内 (用地費及び水道工事費を除く。) 分担金の額 分担金の総額を世帯数で除して得た額。(最高限度額 502,600 円) 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500 円 分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に分割納付 納期 前期 9月1日~同月30日	コミュニテ	なし											受益者分担	金の額	につい
事業に係る 分担金の額 分担金の総額を世帯数で除して得た 額。(最高限度額 502,600円) 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500円 分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に分割納付 納期 前期 9月1日~同月30日		<b>5</b> . <b>5</b>													-
分担金の額 分担金の総額を世帯数で除して得た 額。(最高限度額 502,600 円) 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500 円 分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に分割納付 約期 前期 9月1日~同月30日												除く。)	7,0,0		_, _,
分担金の総額を世帯数で除して得た額。(最高限度額 502,600 円)       額。(最高限度額 502,600 円)         新規分担金       平六コミプラ浄化センター         410,500 円       その他については、         分担金の賦課・徴収       その他については、         事業実施中の受益者       に農業集落排水事業のに分割納付に統一する。         納期 前期 9月1日~同月30日											,	1.3. (0 )			
額。(最高限度額 502,600円) 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500円 分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に分割納付 納期 前期 9月1日~同月30日	733=3										iを世帯数で阝	余して得た			
新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500 円 分担金の賦課・徴収 ・での他については、 事業実施中の受益者 ・事業年度毎に分割納付 ・ 京業年度毎に分割納付 ・ 京瀬 前期 9月1日~同月30日															
平六コミプラ浄化センター 410,500 円 分担金の賦課・徴収 その他については、 事業実施中の受益者 に農業集落排水事業の 事業年度毎に分割納付 に統一する。 納期 前期 9月1日~同月30日										`	202,00	013)			
410,500円   分担金の賦課・徴収 その他については、   事業実施中の受益者 に農業集落排水事業の   事業年度毎に分割納付 に統一する。   納期 前期 9月1日~同月30日											浄化センター	_			
分担金の賦課・徴収       その他については、事業実施中の受益者       に農業集落排水事業の事業年度毎に分割納付       に統一する。         納期 前期 9月1日~同月30日       9月1日~同月30日											7510 00 7				
事業実施中の受益者       に農業集落排水事業の         事業年度毎に分割納付       に統一する。         納期 前期 9月1日~同月30日										,	• 徴収		その他につ	いては	合併時
事業年度毎に分割納付       に統一する。         納期 前期 9月1日~同月30日													-	-	
納期 前期 9月1日~同月30日														1-31-3 <del>-</del> 37-3 <del>-</del> 37-37-37-37-37-37-37-37-37-37-37-37-37-3	->.IF11X
												同日 30 日	10/100 / 00		
												I-JIC OI LI			

項目	稲	沢	市	祖	父	江	町	平	和 町	調整方針
								新規分担金額 督促手数料 延滞金 過誤納金の還付	50 円/通 14.5%(7.25%)	督促手数料については、合 併時に廃止する。
コミュニテ ィプラント 事業に係る 使用料								施設の管理 【使用料】参 基本使用料 加算使用料	管理団体へ委託 参考 2,000 円 90 円/m <sup>3</sup>	施設維持管理については、 合併後新市において調整する。 使用料の額については、現 行のとおりとする。

# 新市下水道使用料(案)

		稲沢	市	祖父江	町	平和	町	新市	(案)
種別	区分	排出量	1 使用月に つき	排出量	1 使用月に つき	排出量	1 使用月に つき	排出量	1 使用月に つき
	基本使用料	10m³まで	1,100円	10m³まで	1,000円	10m³まで	1,150 <sup>鬥</sup>	10m³まで	1,100円
		10m³を超え 20m³まで	120 <sup>円</sup>	10m³を超え 20m³まで	100 円	10m³を超え 20m³まで	110 <sup>円</sup>	10m³を超え 20m³まで	110 <sup>円</sup>
		20m³を超え 30m³まで	140 <sup>円</sup>	20m³を超え 30m³まで	130 <sup>円</sup>	20m³を超え 30m³まで	120 <sup>円</sup>	20m³を超え 30m³まで	130 <sup>円</sup>
一般用 超過使用料 1m³につき	30m³を超え	160 <sup>円</sup>	30m³を超え 40m³まで	160 <sup>円</sup>	30m³を超え	140 <sup>円</sup>	30m³を超え	160 <sup>円</sup>	
		50m³まで	100	40m³を超え 50m³まで	190 鬥	50m³まで	1.10	50m³まで	100
		50m³を超え 100m³まで	180 <sup>円</sup>	50m³を超え	220 <sup>円</sup>	50m³を超え 100m³まで	160 <sup>円</sup>	50m³を超え 100m³まで	180 <sup>円</sup>
		100m³を超え 500m³まで		500m³まで	220	100m³ を超える	180 <sup>円</sup>	100m³を超え 500m³まで	210 円
		500m³ を超える もの	240 円	500 m³ を超える もの	250 <sup>円</sup>	もの	100	500m³ を超える もの	250 <sup>円</sup>
公衆浴	基本使用料	100m³まで	4,300 円					100m³まで	4,300 円
場用	超過使用料 1m³につき	100m³ を超える もの	60 <sup>円</sup>					100m³ を超える もの	60 <sup>円</sup>
一時使 用	使用料 1m³につき		300 鬥		250 <sup>円</sup>		180 <sup>円</sup>		300 <sup>円</sup>

# 【先進事例】

市町村名	合併の期日	上下水道事業の取扱い
東京都 西東京市 (新設合併)	平成13年 1 月21日	・水道事業に関すること 新市においても、東京都水道事業の受託を継続する。 ・下水道使用料の取扱い 下水道使用料については、合併する年度及び翌年度に限り不均一とし、この間に料金統一の基本方針を定め、合併する年度の翌々年度より新料金を設定するものとする。
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年 5 月 1 日	・水道事業の取扱い 埼玉県南水道企業団の行っていた事業を新市が行う際に必要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地 方公営企業法及び新市の規程等により取り扱うものとする。 なお、個別の事業における調整の方針については、原則的に、埼玉県南水道企業団特有の事業は現行のとおりとし、3市 と同一又は類似する事業は3市の調整方針を基に合併時までに調整するものとする。 埼玉県南水道企業団の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。 ・下水道事業の取扱い 下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努め るものとする。
愛媛県 新居浜市 (編入合併)	平成15年4月1日	・水道事業の取扱い (1) 別子山村の水道事業については、当面、現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によっては簡易水道事業等への取組を検討する。 (2) 別子山村の水道料金については、当面、現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。 (3) 別子山村の水道料金の徴収については、当面、現行どおりとする。ただし、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年 8 月20日	・上下水道事業 (1) 水道事業について  水道事業計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。  水道料金、加入分担金、水道事業手数料、料金徴収及び検針業務については、田原町の制度に統一する。 (2) 下水道事業について  公共下水道事業計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。  下水道使用料については、田原町の制度に統一する。なお、受益者負担金については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。  農業集落排水事業については、田原町の制度に統一する。ただし、使用料については、現行のとおりとする。 (3) その他上下水道に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難い場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

#### 【法令・取扱通知等】

#### 水道法(昭和32年6月15日法律第177号)

(事業の認可及び経営主体)

- 第6条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

#### (供給規程)

- 第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
  - (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
  - (2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - (3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
  - (4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- (5) 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

#### 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)

#### (受益者負担金)

- 第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を 当該利益を受ける者に負担させることができる。
- 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあっては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあっては当該都道府県又は市町村の条例で定める。
- 3 前2項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 4 前項の場合においては、国等は、政令(都道府県又は市町村にあっては、条例)で定めるところにより、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 5 第3項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前2項に規 定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。
- 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、5年間行なわないときは、時効により消滅する。

#### 下水道法(昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号)

(使用料)

- 第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
- 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

#### 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当 該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。